

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
歳末たすけあい運動配分事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う歳末たすけあい運動による配分事業を、適正かつ効果的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(配分対象)

第2条 歳末たすけあい運動の配分の対象となる団体は、次の各号のとおりとする。

- (1) 各地区社会福祉協議会およびその支部
- (2) 郡山市内の地域の支え合い活動に取り組んでいる団体・ボランティアグループ・NPO法人等の市民活動団体で、次の全ての要件を満たす団体（複数の事業所を展開している場合は、その法人主体のみが申請の対象となる）
 - ①団体の運営が自主性、非営利性、公開を原則としていること
 - ②会則、事業計画、予算、決算等が整備されていること

2 歳末たすけあい運動の配分の対象となる事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 年末や新年を機会とする地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動
 - ①クリスマス会事業
 - ②新年会事業
 - ③おせち配食サービス事業
 - ④子ども食堂事業
- (2) 地域の福祉ニーズを持つ方（世帯）への支援活動
 - ①年末年始見回り事業
 - ②ご近所除雪事業
- (3) その他、地域福祉に関する事業への配分
 - ①たすけあい援護活動支援事業
自然災害・火災等の罹災者の救援活動、および低所得世帯の経済的自立を支援する活動
 - ②福祉のまちづくり活動支援事業
新たな社会的課題への対応を図るために行う地域福祉推進事業、およびボランティア活動振興事業

3 歳末たすけあい運動配分事業は、地域住民の触れ合いを目的とすることから、会場として使用する施設は次の各号のいずれかとする。

- (1) 公民館・集会所等
- (2) 当該団体の管理する福祉施設

(配分金)

第3条 配分金は、歳末たすけあい運動募金を財源として当該年度の予算の範囲内で交付する。

2 前条第2項第1号及び第2号に該当する事業への配分金は、1団体につき該当する事業をすべて合算して、70,000円を限度とする。ただし、各地区社会福祉協議会およびその支部については、該当する事業をすべて合算して100,000円を限度とする。

3 配分にかかる諸経費は、配分金によるものとする。

4 公費ならびに公的団体等から支援を受けて行う事業または、同種の支援を受けることが可能な事業には配分金を交付しない。

(配分金の交付申請)

第4条 配分金の交付を受けようとする団体は、所定の申請書(別紙様式1)を本会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(配分金の交付決定)

第5条 会長は、配分金の交付申請があったときは、本会企画委員会に意見を求め、交付の可否決定を行い、交付決定通知書により、申請団体に通知する。

(実施報告)

第6条 配分金の交付を受けた団体は、配分事業実施後、すみやかに所定の完了報告書(別紙様式2)を会長に提出しなければならない。

(内容変更および配分金の返還)

第7条 配分金の交付を受けた団体が、配分事業の内容を変更しようとするときは、すみやかに事業内容変更申請書(別紙様式3)を会長に提出し会長の承認を受けなければならない。

2 配分金の交付を受けた団体が、配分事業の総事業費が配分金を下回った場合や配分事業を中止した場合、または不正や虚偽により配分金の交付を受けた場合は、配分金の一部または全部を返還しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の執行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月26日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成20年10月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成21年10月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成25年10月17日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成28年10月20日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成29年10月26日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成30年7月19日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和3年8月31日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和5年8月21日から施行する。